辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年2月2日(木)午前9時30分から午前10時36分
- 2. 開催場所 役場2階 第6会議室
- 3. 出席委員(13人)

会長 1番 宮島 勇

会長職務代理者 2番 野澤 典生

農業委員 3番 青木 博子

4番 飯澤 誠

5番 小野 耕一

6番 上島 栄子

7番 赤羽 秀介

推進委員 春日 昭利

根橋 俊夫

大井田 亨

小松 英幸

有賀 則幸

瀬戸 真一

- 4. 欠席委員(1名) 立澤 富朗
- 5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第7号 農業振興地域整備計画の軽微変更について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の総会ですけれど、立澤推進委員から欠席の連絡をいただいております。

(開会)

<野澤職務代理>

おはようございます。寒い中お集まりいただきありがとうございます。それでは2月の総会を開会させていただきます。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

改めておはようございます。まだまだコロナ禍とまたインフルエンザが流行っているようですが本当に寒い中ご苦労様です。先日新聞にでていましたけれど、太陽光問題の辰野町の記事がでていました。今後もいろいろな問題があると思いますけれど、町の条例というのが重要になってくるとは思いますけれどそこらへんでそんな記事がでていました。それから31日に高遠の方へ視察に行っていただき、本当にご苦労様でした。そのことについて後でご報告いただきたいと思います。今日はよろしくお願いしたいと思います。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

6番の上島委員さんと7番の赤羽委員さん、よろしくお願いします。

<赤羽事務局長>

それでは議事進行を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく お願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番~5番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字小野・・・・番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字小野字越道・・・番・、地目は田、面積1160㎡を、

諏訪市沖田町・丁目・・・・・・号室にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは、自宅から離れた申請地を耕作することが不便であり、管理ができずにいました。

譲受人の B さんは諏訪市在住ですが、小野地区において他にも耕作されており、農業経営の 拡充を図りたいということであります。

農地取得後の農業経営面積は94アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

Bさんという方は先ほどありましたとおり、諏訪市の方なんですけれど宮所の C さんと一緒に作業をしていて私も春日委員も良く存じております。現地は土づくりセンターの入り口のところで、地籍調査済ですし境は問題はありません。現況田んぼとして作りたいということなんですけれど、今そばを耕作されていて水の事情でもしかするとそばの耕作になるのかなと B さんの方で申しておりました。よろしくお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。 (異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字上島・・・・番地にお住まいの D さんが所有いたします、

大字上島字上島・・・・番、地目は田、面積1881㎡および、

大字伊那富字セリ田・・・番、地目は田、面積1595㎡を、

大字赤羽・・・番地・・にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のDさんは、高齢のため耕作することができず、以前から耕作されていたEさんが譲り受け、引き続き耕作をされるということであります。

農地取得後の農業経営面積は3970アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております

<根橋推進委員>

本件につきましては、11月17日に赤羽委員と現地を確認しました。すでにFのEさんは後継者で2筆とも現在Fで耕作しており、今度は所有権を取得したいという内容で特に問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。 (異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

塩尻市大字広丘吉田・・・・番地・・・にお住まいの G さんが所有いたします、

大字小野字堀田・・・・番・、地目は畑、面積851㎡および、

大字小野字深沢・・・・番・、地目は畑、面積539㎡を、

東京都杉並区高井戸西・-・-・にお住まいの H さんが取得するものです。

こちらは、令和5年1月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のHさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

また、Hさんは県外にお住まいですが、奥様が既に移住しており、主に耕作をされるとのことです。 よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。 この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

今の説明ですべてなんですけれど、1月の農業委員会でNo.177番で空き家に付随した農地で下限面積を設定していただいた農地でございます。自宅から離れているわけですが、機械を現地に置きながら耕作されているということで、先ほど言った奥さんがすでに移住しておりまして耕作を始めたということを伺っております。特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。 (異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計18件、31筆、面積は26,206㎡、詳細は議案書5ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、1筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書8ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、607㎡について10年11ヶ月の使用貸借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地

中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく8ページをご覧ください。

合同会社Cへ1筆、計607m2について10年11ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とCとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案第3号つきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

続いて議案第4号つきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、 賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました

【議案第5号、非農地の承認について朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

地図は戻りまして1ページをご覧ください。

岡谷市川岸東・丁目・・番・・号にお住まいのIさんが所有いたします、

大字小野字塚の本・・・番・、地目は田、面積236㎡について申請がありました。

申請地は、昭和57年の県道工事等により水路がなくなったため、田としての機能がなくなり、以降農地としての利用ができない状態となっており、今後も農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>

1月9日に確認を行なっております。先ほど事務局からありましたとおりに、昭和57年頃に道路の拡幅工事の際にすでに埋め立てた土地で農地として使用できません。申請人のIさんはを経営しておりまして、この土地の斜め前にCの土地がありましてそれに入るための土地として取得したものであります。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について1~2番朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

1番、地図は4ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、 大字平出・・・番・であります。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀推進委員>

ただ今の件ですが1月20日青木委員、事務局中澤さんと現地確認してまいりました。この空き家バンクに登録したしている家ですが、Jさんが以前住んでいたようでその経緯がありまして今回買うことになったようです。そこに付随する農地も周りにも農地がありまして別段作業するには問題ないかと思います。環境的にも境界ははっきりしていますので問題はないかと思います。よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

2番、地図は5ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、 大字小野・・・・番・、・・・・番・、・・・・番・、・・・・番・、・・・・番・、・・・・番の7筆であります。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>

1月27日春日推進委員、事務局で現地を確認しました。畑は空き家の周りにありまして、水田が2 箇所離れておりますけれど現状管理されておりますし地籍調査も済んでいます。農地については 特に問題ないと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第7号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<山田事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更でありますが、こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回3月開催予定でありますが、申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきました。

それでは申出の概要であります。

地図は6ページ、配置図は7ページをごらんください。

大字横川・・・・番地にお住まいのKさん所有の、

大字横川字飯沼沢・・・・番・、地目は畑、面積210㎡のうち144㎡を、

水稲の育苗ハウスとして利用するための申請です。

作付け面積を増やす計画にともない、現行のハウスでは手狭となるため、あらたに育苗ハウスを 建築することによる用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

また、自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地 を農業用施設に供することの届出」が必要となります。用途の変更が承認されましたら、届出書類を 受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。

今回育苗ハウスということで申請が出されたわけですが、配置図にありますとおりパイプハウスという内容となっておりまして、この内容が農振の軽微変更の対象か確認をしてみたんですが、明確な基準をしめされなかったこともありまして、今回はパイプハウスでありますが申請を受け付けたところであります。今後につきましてはパイプハウスの様な施設につきましては軽微変更の対象にならない扱いとさせていただいて、基礎をつくるなどしっかりした施設をつくる場合は軽微変更の対象とし

ていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。(異議なし)無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計4件、議案書の15ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

- ○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 中澤)
 - →総会終了後に前月分の活動記録簿を提出していただく。
- ○食育推進計画(第4次)意見募集について(事務局 中澤)
- →事前に長野県食育推進計画(第4次)の概要についてお配りさせていただき、県の農業会議からでているのもで、こちらをご確認ただいて特に皆様からご意見を求めることはしませんが、ご意見のある方は直接県へ提出していただくか、インターネットでフォーマットがあるようですのでそちらからお願いします。

<赤羽事務局長>

県の方では広くご意見をということでありますので、内容につきまして感じるところありましたら、ご 意見をお願いしたいと思います。

- ○農地相談会について
 - →農地相談会1月 18 日(水)10 時~12 時、役場第 7.8 会議室で行われた。

<根橋推進委員>

4件の相談を受けた。

- ○上伊那ファーマーズの集いについて(事務局 中澤) →2月 16 日開催。 開催要領配布。役場を 12 時半に出発したい。
- ○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について
- ○伊那市長谷「おかめひょっとこ農場」視察感想

<根橋推進委員>

上記遊休農地対策と併せ。31 日に長谷まで行ってきました。いろいろな雑穀を作られている方で ソルガム以外にも、もちきび、あわだとか雑穀を総合的に作っている。1.5 ヘクタールほどで雑穀 でいうと専門的な栽培者ですね。ソルガムについてもかなり経験もあって、一番私どもも関心のあ った販売というか、伊那市にある寒天パパにも数百キロ出していたり、一定程度加工製品までの 販売計画も持っている。栽培面では品種を検討されているようですが、私どもが取り組んだ長野 県ソルガム協会の方からきている種と同じものだとか、それ以外にもいろいろな品種について研 究されているようですが、最終的には赤系というかもと系と言われているそれが有望ではないかと いうことで。この間まだ夏に信州大学に行ったときに話はなかったのですが、Aさんの話では信 州大学で新たな品種登録をされたようでそれは丈があまり高くならずに、比較的低くて生産量も あるということで、今後その品種にAさんも変えていきたいようなお話でしたけれど。やっぱりそれ は大至急種の確保も含めて信州大学に要請してやっていきたいというのも研究事項です。いづ れにしましても細かい話もお聞き出来て、収穫方法なども専用機械をあるようでして、我々ハー ベスターでやったわけですけれど、脱穀用のそういう収穫機がありまして見させてもらったんです けど今後広げていく中では脱穀機を考えていかなければと思いますけど。いづれにしても我々 がやったのは育苗をしてやったわけですけれど、規模が大きくなると育苗はやりきれなくなってく るので、直播と言いますかその方法、Aさんは直播でやってるわけですけれどそこについてはい ろいろ細かい作業場のポイントがでてくるので、それは後で纏めておきますけれど初期のやっぱ り草取りの問題が大きいそこがかなりです。Aさんの方も販売の拡大についてはそれなりに考え ていただけるような、連携してやっていきましょうというような声を掛けていただきましたので、5年 度に向けてはAさんと相談しながら、特に販売対策ですね、できるだけ地元、地元に販売できる ように考えていきますので、引き続き研究していきたいと思っています。後町独自での消費拡大 に向けての管理栄養士さんの話とか学校給食の問題とか具体化できなかったので次回までには 具体化してしっかりやりたいと思っています。戻りますけれどいわゆる白い系統ですね、これは推 奨しないということになっているんですが、多少Aさんの方も加工してやっているみたいでして、 小麦に近いということでして、美味しくいただけるような調理方法もあるみたいですけれど、ちょっ とあまり広げたくないなと思っていますけれど。ただ辰野町内にはすでに白系のものを持ってい る方もいるようで、そこははっきり最初から申しあげていますけれど、しっかりと区別して栽培から 最終的な利用の方までやっていくのが大事かなと思います。いずれにしましても利用方法につ

いては是非今年度中に取り組んで皆さんで試食できる機会をと思っていますので、事務局と相談して2月の内にできればと思っていますのでよろしくお願いいたします。

<赤羽事務局長>

ありがとうございました。長谷の方に視察に行っていただいた中で参考になることがたくさんあったということで、一番の課題である販売についても先進的にやってらっしゃる方ですので、辰野のこの活動に対しても連携してとの話もいただいているようでありますので、地元での需要というかそういう部分を確保しながらやっていけるのかなとの感想をもったところでございます。あとソルガムを栽培していただく部分についての町民の皆さんへの配布といいますか希望者へのお渡しについては順調に結構な皆さんから来ていただいてお渡しをしているところでございます。中には早くもレシピ的な部分をご自身で考案されて送ってきていただいている方もいらっしゃいます。そういう例も参考にしながら根橋推進委員長からも試食会ということもありますので、いい機会を見つけながら行っていければと思っていますので、日時が決まりましたらご案内いたしますのでご参加いただければと思います。来年度もこのソルガム栽培については行っていくということで確認をしていただいていますので、よろしくお願いいたします。

○ソルガムマルシェのご案内

<事務局中澤>

皆様に 1 枚資料をお配りさせていただきました。こちらは2月17日に長野なんですが信州大学で事業を進めておりまして、その成果報告会とマルシェをソルガムを使った食べ物ですとかそういったものの販売や、試食会を開催されるということで委員会で皆さんと一緒に行くということはしないんですが、ご興味のある方いらっしゃいましたら成果報告会は人数が限られているようなんですが、マルシェの方はどなたでも行かれるようになっているようですので是非お時間のある方はご参加いただければと思います。

○「地域計画」の作成について

地域計画の策定ということで資料の一部を抜粋させていただいてつけさせていただいております。まずこの地域計画というものは何かというところでございますけれど、今農地の貸し借りや担い手のありかたというものにつきましては、人・農地プランという計画がございましてその中で辰野では5地区に分けてそれぞれの地区の農地を担い手へ集積していく計画が作られています。今の人・農地プランにより実効性のある計画をという中で地域計画という計画に代わっていくこととなります。人・農地プランに将来の目標を描いた地図をプラスしたものがこの地域計画になります。計画の策定に当たり農業委員会の役割が示されておりまして、目標となる地図の素案を作っていくというものが課されております。資料にありますように将来この農地はどなたに集約していくなど細かいものを作るというのがこの目標地図というものになりますが、まずこの時期に農業委員会として各農家に意向調査を実施しておりまして、その内容をデータにし意向がわかるような地図を作成します。その地図を元に今後守っていく農地の範囲を決めるとか、どの担い手へ集約していくことが望ましいといった内容の地図をつくっていくことになりますので、元となる地図ができた段階で委員会へお諮りして皆様のご意見をお聞きしながらデータづくりをしていきたいと思って

おります。最後のページに工程表をつけさせていただいています。令和7年の3月までに作成することとなっております。5年度は元となる地図を作成しながら地域に出ていって農家のご意見を聞くという作業を行っていくことになりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

<赤羽事務局長>

地域計画でございますけれど、令和2年に人・農地プランの実質化ということで、この5地区をさらに細分化して説明会をして、各地区における担い手の皆さんたちを決定させていただいて、そういう方たちが今後の担い手というかたちでお示しをさせていただいたところであります。担い手の方たちは当時から関わっている農地が連坦性がなくバラバラになっているところもあるわけなんですけれど、そういうところの集約も兼ねながら目標地図の必要性が求められたところでございます。2年がたちまして3年目を迎えるにあたりまして、再度こういった話し合いをもっていかなければいけないというふうになっておりまして、今スケジュールでお示ししましたとおり、令和4年につきましては、貸したい売りたいという意向調査を農地台帳の確認の中でしていくということになりますので、それが終わったのちにそのデータをもとに現状等を把握しまして、地域計画の方に取り組んでいきたいというふうに計画をしておりますので、最終は令和7年3月で令和6年度中の策定となりますのでご承知をいただきまして、令和5年から取り組みが始まるということでご承知をいただきたいという報告でありますので、よろしくお願いいたします。

○農業者年金

<事務局中澤>

このあとなんですが、農業者年金加入推進の関係でお一方訪問をさせていただきたい方がいらっしゃいますので、担当の代理、上島委員、大井田推進委員は残っていただき打合せをお願いします。

○今後の予定(赤羽事務局長)次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:3月2日(木)9時30分 役場2階第6会議室

(閉会)

皆さん慎重審議ありがとうございました。いよいよ畑の方もしたいところなんですが、凍っていてこの間ロータリーでチャレンジしたんですが、これから寒い中剪定等いろいろ始まります。皆さんにおかれましてもくれぐれも気を付けて農作業をおこなっていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

| 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | |
|----|---|---|---|---|--|--|--|
| | | 会 | | 長 | | | |

印